

令和5年瀬戸市議会3月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第1号議案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について
担当課・係名	行政課 法務係
1 条例改正の理由	附属機関の委員に秘密保持の義務を課すとともに、瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員が秘密保持の義務に違反した場合の罰則を定めるに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 ア 附属機関設置条例で設置された附属機関について守秘義務を設けるもの イ 瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会について、守秘義務違反があった場合の罰則規定を設けるもの (2) 施行期日 令和5年4月1日
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項
4 条例改正に伴う影響、効果等	瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会については、従前と同様の取扱いとなり、瀬戸市行政不服審査会については、罰則規定を設けることにより守秘義務の実効性を担保することができる。

第2号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 給与係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>一 会計年度中の会計年度任用職員の給与及び報酬を一定とするに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>会計年度任用職員は、一会計年度内（最長1年）に限って任用される雇用形態であることを踏まえ、当該会計年度任用職員の給与又は報酬について準用している市職員の給料表に改定がある場合にあっては、当該会計年度任用職員が任用された日の属する会計年度の次の会計年度から適用されることとするもの</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和5年4月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>勤務条件が同様である会計年度任用職員の一会計年度中の給与又は報酬を一定とすることができる。</p>	

第 3 号議案	瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>条例中引用している子ども・子育て支援法の条が繰り上がることに伴い、該当条項を次のとおり改めるもの</p> <p>改正後 第 7 2 条第 1 項</p> <p>改正前 第 7 7 条第 1 項</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）</p>

第 4 号議案	瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 放課後児童健全育成事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じることがを規定するもの</p> <p>イ 利用者の移動のために自動車を運行する場合には、利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認することを規定するもの</p> <p>ウ 放課後児童健全育成事業所ごとに、業務継続計画を策定し、当該業務計画に従い必要な処置を講ずることがを規定するもの</p> <p>※ 業務継続計画とは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画をいう。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>放課後児童健全育成事業における利用者の安全の確保が推進される。</p>

第5号議案	市有財産（土地及び建物）の無償貸付について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>東保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地及び建物を無償で貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 土地</p> <p>ア 所在地 瀬戸市春雨町4番外7筆</p> <p>イ 合計面積 4,403.29㎡</p> <p>(2) 建物</p> <p>ア 所在地 瀬戸市春雨町4番地</p> <p>イ 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建て</p> <p>ウ 延べ床面積 872.42㎡</p> <p>(3) 相手方</p> <p>名古屋市東区泉一丁目21番27号</p> <p>泉ファーストスクエア5F</p> <p>株式会社トットメイト</p> <p>(4) 貸付期間</p> <p>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号</p>

第6号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>児童福祉法の一部改正により、懲戒に係る権限についての規定が削除されたことに伴い、本条例における当該権限の濫用禁止を規定した条文を削除するもの</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るに当たり、懲戒に係る権限は一切認められないこととなる。</p>

第7号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について																				
担当課・係名	保育課 保育係																				
1 条例改正の理由	子ども・子育て支援法、学校教育法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正する必要があるため。																				
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 子ども・子育て支援法の一部改正に伴うもの 条例中引用している条項を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第19条第1号</td> <td>法第19条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>法第19条第2号</td> <td>法第19条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>法第19条第3号</td> <td>法第19条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td>法第19条各号</td> <td>法第19条第1項各号</td> </tr> <tr> <td>同条第1号</td> <td>同項第1号</td> </tr> <tr> <td>同条第2号</td> <td>同項第2号</td> </tr> <tr> <td>同条第3号</td> <td>同項第3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 学校教育法の一部改正に伴うもの 条例中引用している条項を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第25条第1項</td> <td>第25条</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴うもの 児童福祉法の一部改正により、懲戒に係る権限についての規定が削除されたことに伴い、本条例における当該権限の濫用禁止を規定した条文を削除するもの</p> <p>(2) 施行期日 令和5年4月1日及び公布の日</p>	改正後	改正前	法第19条第1号	法第19条第1項第1号	法第19条第2号	法第19条第1項第2号	法第19条第3号	法第19条第1項第3号	法第19条各号	法第19条第1項各号	同条第1号	同項第1号	同条第2号	同項第2号	同条第3号	同項第3号	改正後	改正前	第25条第1項	第25条
改正後	改正前																				
法第19条第1号	法第19条第1項第1号																				
法第19条第2号	法第19条第1項第2号																				
法第19条第3号	法第19条第1項第3号																				
法第19条各号	法第19条第1項各号																				
同条第1号	同項第1号																				
同条第2号	同項第2号																				
同条第3号	同項第3号																				
改正後	改正前																				
第25条第1項	第25条																				
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律26号）</p> <p>(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</p>																				
4 条例改正に伴う影響、効果等	(1)ウの改正により、教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るに当たり、懲戒に係る権限は一切認められないこととなる。																				

第 8 号議案	瀬戸市いきいき瀬戸 2 1 計画策定委員会条例の制定について
担当課・係名	健康課 成人保健係
1 条例制定の理由	「いきいき瀬戸 2 1 健康日本 2 1 瀬戸市計画」を策定等に当たり、瀬戸市いきいき瀬戸 2 1 計画策定委員会を設置するため。
2 条例制定の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 健康増進法第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画である「いきいき瀬戸 2 1 健康日本 2 1 瀬戸市計画」の策定等に関する事項について調査審議するため瀬戸市いきいき瀬戸 2 1 計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>イ 委員会は、10 人以内の委員で組織する。</p> <p>ウ 委員の任期は、計画の策定等の事務の終了をもって終わる。</p> <p>エ 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>オ 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、所要の特例措置を設ける。</p>
3 条例制定に係る根拠法令	<p>(1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）</p> <p>(2) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 138 条の 4 第 3 項</p>
4 条例制定に伴う影響、効果等	「いきいき瀬戸 2 1 健康日本 2 1 瀬戸市計画」の策定等に当たり、関係機関、関係者等の参画により、地域の健康課題に関する意見を計画に反映しやすくなり、計画実施に当たって、関係機関、関係者等の協力を得ることができ、瀬戸市民の健康増進につながる。

第9号議案	瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例の一部改正について
担当課・係名	産業政策課 企業支援係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>瀬戸市せとまち人材応援助成金基金の用途を拡大するに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>基金の用途を奨学金返還に要する費用の助成のみならず、将来の地域産業の担い手となる若者を支援できるようにするもの</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>U・I・Jターン就職を促進し、地域の中小企業等を担うリーダー的人材を確保するため、市内企業に就職し、かつ、市内に居住する若者に対する支援が可能となる。</p>

第10号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及びマンションの管理の適正化に関する法律の一部改正等に伴い、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 建築基準法の一部改正に伴う改正</p> <p>建築基準法第86条第1項及び第2項に規定する制限緩和の認定の対象を大規模の修繕及び大規模の様様替を含む規定とし、同法第86条の2第1項に規定する制限緩和の認定の対象を一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするものと規定するもの</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う改正</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定事務に係る手数料の区分に、国土交通大臣が定める基準に係る区分を新設するもの</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴う改正</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務に係る手数料の区分に、国土交通大臣が定める基準に係る区分を新設するもの</p> <p>エ マンションの管理の適正化に関する法律の一部改正に伴う改正</p> <p>マンション管理計画認定制度を実施するに当たり、当該認定申請等の手数料を新設するもの</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日及び令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）</p> <p>(4) マンションの管理の適正化に関する法律（平成12年法律第149号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画認定関係</p> <p>市街化区域等において、新築等の計画が低炭素建築物新築等計画認定基準（※1）に適合する場合は、所管行政庁の認定を受けることができ、認定された建築物の低炭素化に資する設備（※2）の床面積は、容積率に算入されないことからより大きい建築物を建てることことができる。</p>

※1 新築等の計画が外皮の熱性能等の国基準に適合していること、再生可能エネルギーの導入、低炭素化に資する措置を講じていること、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針及び資金計画が適切なものであること。

※2 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備、燃料電池設備、コージェネレーション設備、蓄電池、全熱交換器、雨水、井戸水又は雑排水の利用設備等

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定関係

新築等の計画が外皮の熱性能等の国基準に適合する場合は、所管行政庁の認定を受けることができ、認定された建築物の省エネ性能向上のための設備(※)の床面積は、容積率に算入されないことから、より大きい建築物を建てることができる。

※ 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備、蓄熱設備、全熱交換機器等

第 1 1 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要 市道路線について、中畑 1 号線を認定するもの	

第 1 2 号議案	市道路線の変更について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要 市道路線について、春雨 3 号線の起点及び終点を変更するもの	

第 1 3 号議案	瀬戸市下水道条例の一部改正について
担当課・係名	下水道課 施設係
1 条例改正の理由 公共下水道に関する事業の一部が広域化されることに伴い、指定工事店の指定等の事務を整理するに当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 広域化に伴い、共通の規定とするため次の項目について整理するもの ア 指定工事店の工事業者としての指定要件 イ 指定の申請時における添付書類 ウ 指定に関する変更等の届出 エ 指定の取消し又は停止の要件 オ 市長の告示事項の追加 (2) 施行期日等 施行期日を令和 5 年 1 0 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。	
3 条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和 2 2 年法律 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号	
4 条例改正に伴う影響、効果等 指定工事店の指定等に係る窓口の一本化及び申請様式等が統一されることにより、指定を受けようとする工事業者の申請手続等の利便性が向上する。	

2 予算関係

- 第14号議案 令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第12号）
- 第15号議案 令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第13号）
- 第16号議案 令和4年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和4年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18号議案 令和4年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19号議案 令和4年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第20号議案 令和4年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第21号議案 令和5年度瀬戸市一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度瀬戸市水道事業会計予算
- 第27号議案 令和5年度瀬戸市下水道事業会計予算

3 報告関係

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び 和解の内容
1	令和4年 11月17日	令和4年10月7日原山保育園において、相手方（園児）が遊んでいた際、他の園児と衝突し、相手方の眼鏡が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金3,058円を支払う。

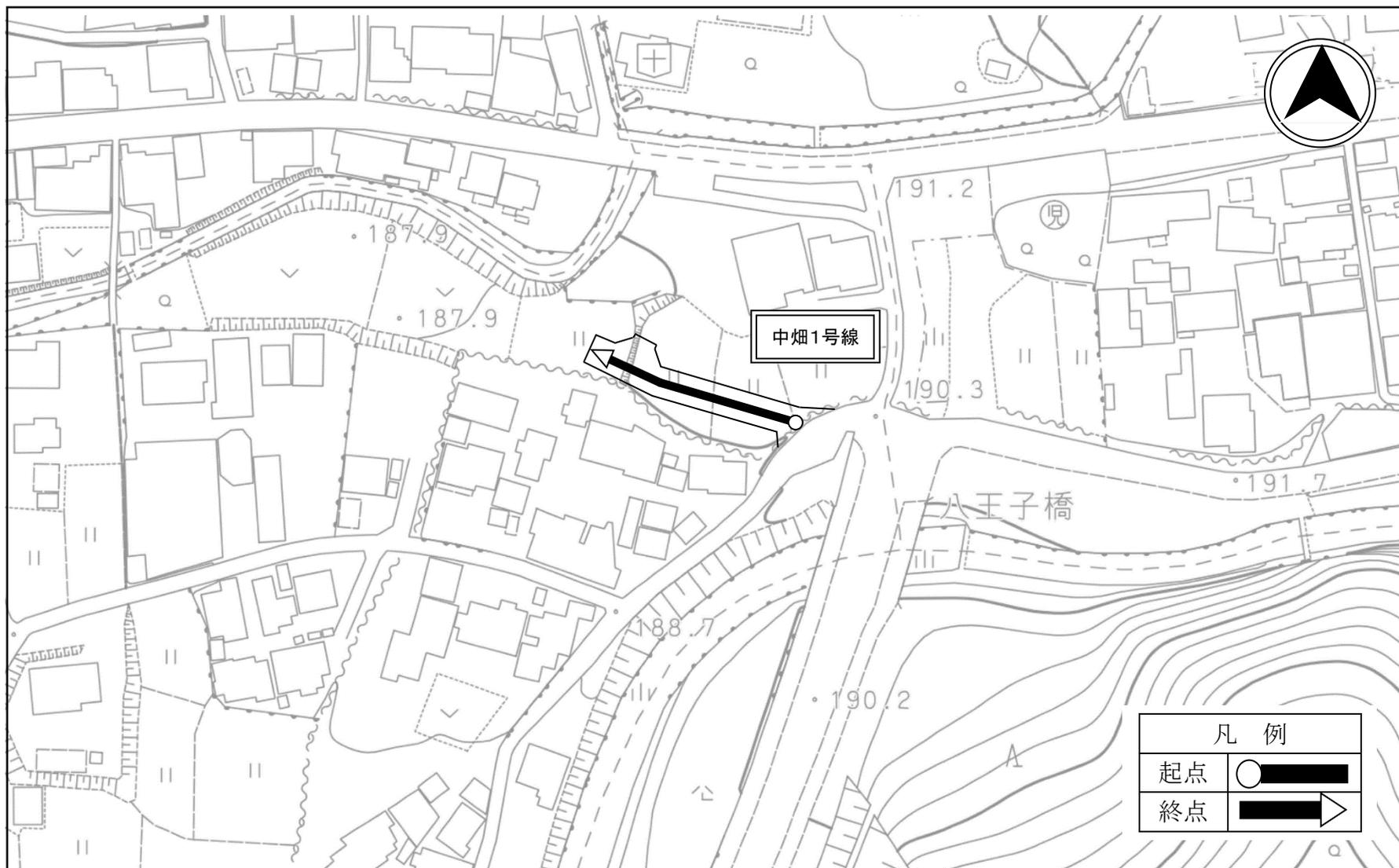
報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工事名	契約金額	
			変更前	変更後
1	令和4年 11月28日	旧祖母懐小学校 解体工事	145,189,000円	147,115,100円

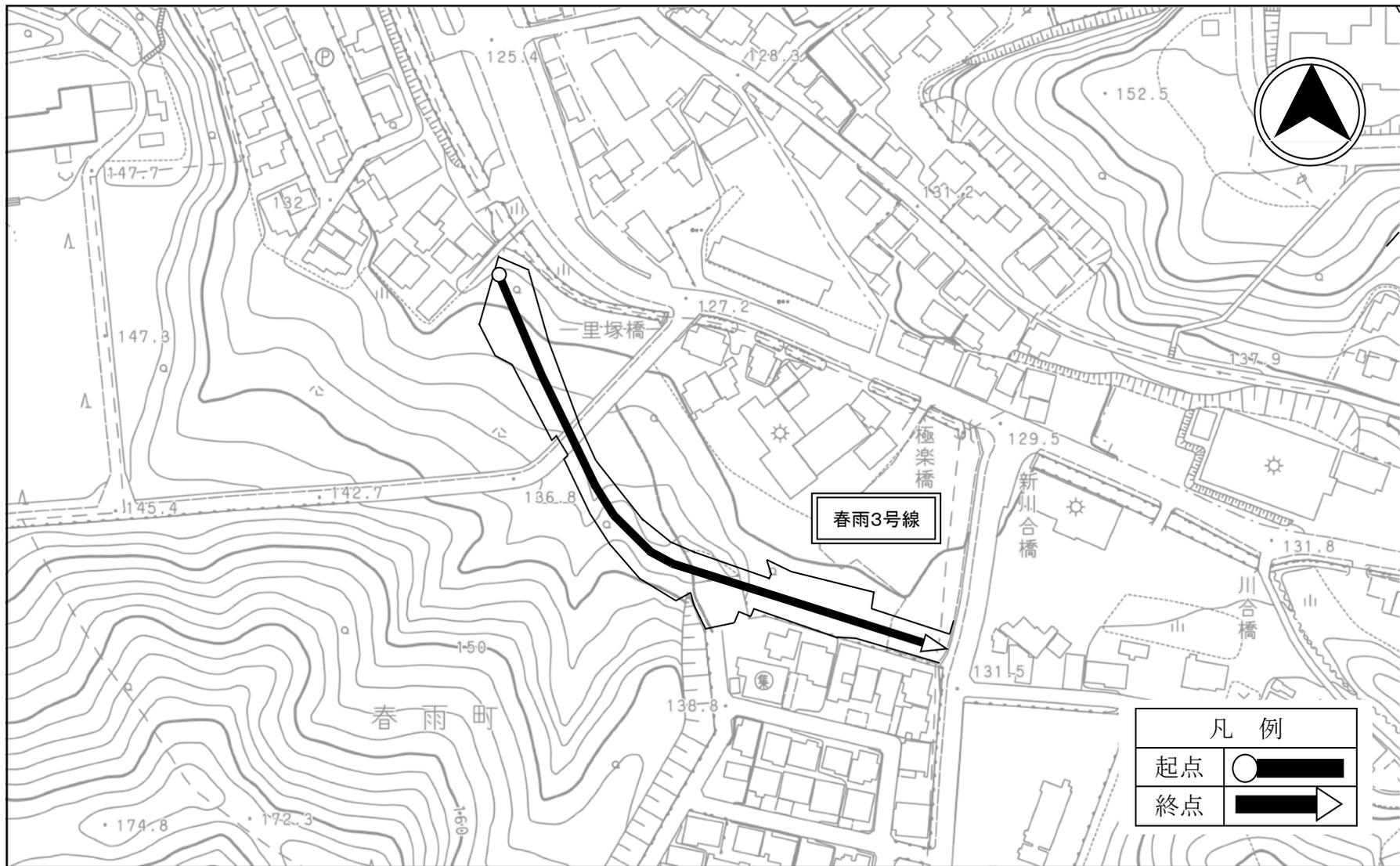
認定路線図

参考資料第11号議案



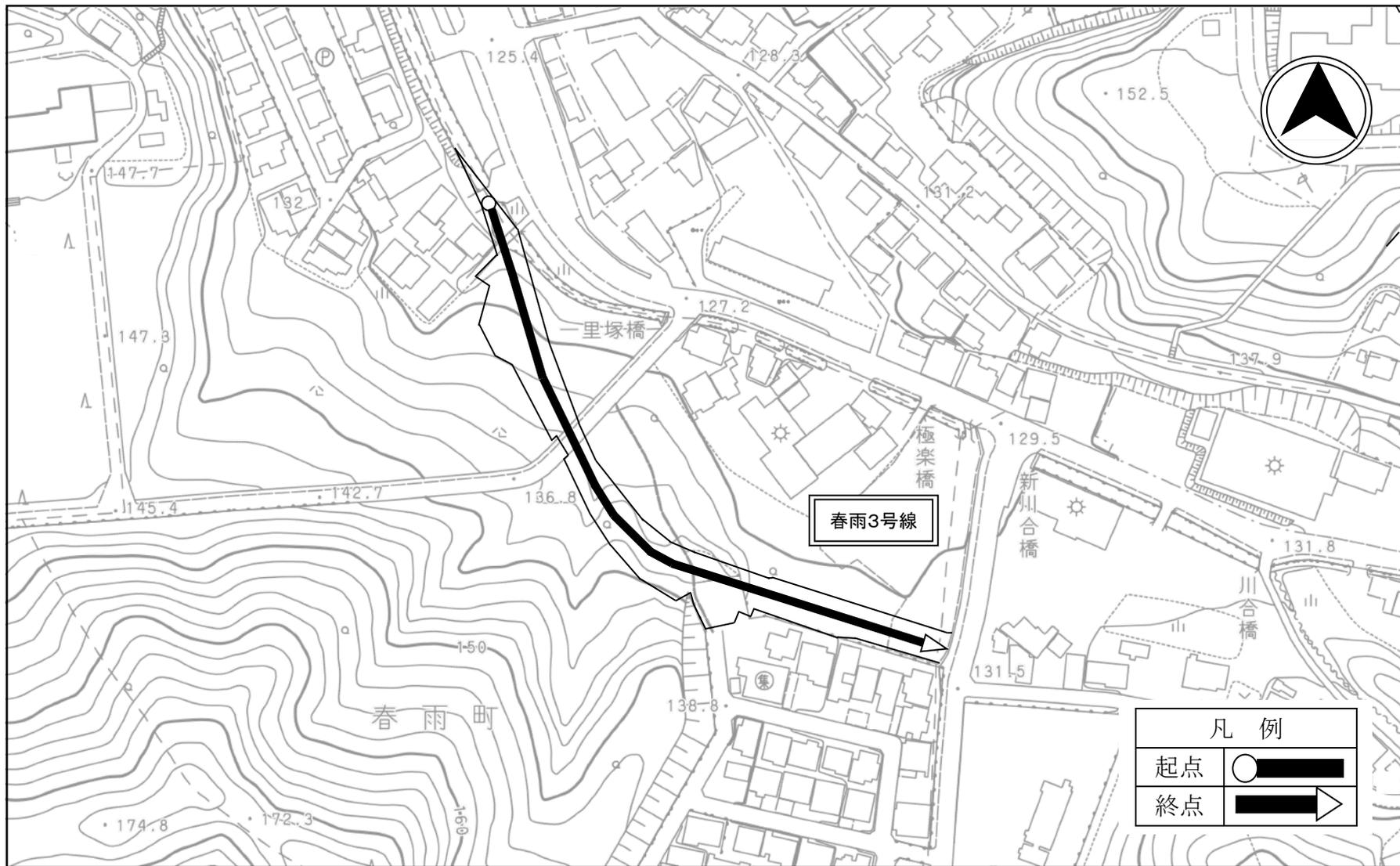
認定路線図（変更前）

参考資料第12号議案



認定路線図（変更後）

参考資料第12号議案



令和4年度 3月補正予算(案)概要

第1 第14号議案【令和4年度一般会計補正予算(第12号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 12月補正(追加)まで B	3月補正 (初日) C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	40,160,000	4,723,061	28,000	23,333			① 4,667	44,911,061	95.1%
特 別 会 計	25,121,000	120,784						25,241,784	102.1%
国民健康保険事業	11,976,000	10,238						11,986,238	103.8%
春雨墓苑事業	31,000	132						31,132	99.8%
介護保険事業	10,805,000	110,309						10,915,309	100.8%
後期高齢者医療	2,309,000	105						2,309,105	99.4%
企 業 会 計	8,572,178	61,654						8,633,832	111.6%
水道事業	4,416,253	34,543						4,450,796	123.4%
下水道事業	4,155,925	27,111						4,183,036	101.3%
合 計	73,853,178	4,905,499	28,000	23,333	0	0	4,667	78,786,677	98.9%

①「一般財源」の説明
・繰越金 4,667

2 一般会計

(1) 内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
衛 生 費	出産・子育て応援給付金	28,000	23,333			4,667	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備として、出産・子育てに係る経済的負担の早期軽減を図るため、県支出金を受け、事業開始日以前に妊娠の届出をした方に対し、5万円を給付するにあたり必要となる経費を計上するもの。

第2 第15号～第20号議案【令和4年度一般会計補正予算(第13号)、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、令和4年度春雨墓苑事業特別会計補正予算(第2号)、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)及び令和4年度下水道事業会計補正予算(第3号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 12月補正(追加)まで B	3月補正 (初日) C	3月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	40,160,000	4,723,061	28,000	709,706	719,321	331,000	① ▲ 133,012	② ▲ 207,603	45,620,767	96.6%
特 別 会 計	25,121,000	120,784		▲ 8,899	▲ 61,788		▲ 5,690	58,579	25,232,885	102.0%
国民健康保険事業	11,976,000	10,238		▲ 41,193			44	▲ 41,237	11,945,045	103.4%
春雨墓苑事業	31,000	132		0					31,132	99.8%
介護保険事業	10,805,000	110,309		42,121	▲ 61,788		4,093	99,816	10,957,430	101.2%
後期高齢者医療	2,309,000	105		▲ 9,827			▲ 9,827		2,299,278	99.0%
企 業 会 計	8,572,178	61,654		▲ 66,600	16,875	▲ 49,800	▲ 11,596	▲ 22,079	8,567,232	110.8%
水道事業	4,416,253	34,543							4,450,796	123.4%
下水道事業	4,155,925	27,111		▲ 66,600	16,875	▲ 49,800	▲ 11,596	▲ 22,079	4,116,436	99.7%
合 計	73,853,178	4,905,499	28,000	634,207	674,408	281,200	▲ 150,298	▲ 171,103	79,420,884	99.6%

①「その他」の説明
・使用料及び手数料 ▲ 29,355
・財産収入 3,328
・寄附金 4,376
・繰入金 ▲ 133,905
・諸収入 22,544

②「一般財源」の説明
・市税 237,800
・地方譲与税等 284,799
・地方交付税 1,360,087
・使用料及び手数料 580
・財産収入 ▲ 668,597
・繰入金 ▲ 776,923
・繰越金 921,486
・諸収入 3,165
・市債(臨時財政対策債) ▲ 1,570,000

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	421,658			67,404	354,254	令和3年度決算剰余金の一部、寄附金等を積み立てるもの。 (令和4年度末の基金残高見込:3,900,000千円)
	公共施設等整備基金積立金	747,236			722	746,514	公共施設の更新等に備え、令和3年度決算剰余金の一部、基金運用利息等を積み立てるもの。 (令和4年度末の基金残高見込:4,296,955千円)
土 木 費	道路橋りょう予防保全	51,000		48,538	34,600	▲ 32,138	市内道路の安全性向上を図るため、国の補正予算(第2号)による補助金を受け、令和5年度に予定していた舗装整備工事を令和4年度に前倒しして実施するもの。また、既に予算計上している事業費に対する国庫補助金の増額に伴い、市債の増額を行うもの。

上記のほか、執行状況等による補正

(2) 新型コロナウイルス感染症関連(電力・ガス・食料品等価格高騰対策分)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	公立保育所運営	555	834			▲ 279	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、保育園の運営に支障が生じないようにするため、光熱水費の高騰分について、委託料の増額を行うもの。また、既に予算計上している事業費に対する国庫補助金の増額を行うもの。
商 工 費	瀬戸蔵施設管理	8,185				8,185	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、指定管理施設の運営に支障が生じないようにするため、指定管理者への支援として、指定管理委託料のうち光熱水費の高騰分を増額するもの。

上記のほか、執行状況による補正

- (3) 繰越明許費の変更及び追加
中水野駅地区区画整理事業 外
- (4) 地方債の変更及び追加
庁舎空調設備更新 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (4) 後期高齢者医療特別会計
執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 下水道事業会計
執行状況及び企業債の変更による補正を行うもの。